

# 第11章 その他

## 第 11 章 そ の 他

1. 水道直結式スプリンクラー設備の設置取扱	1
1. 1 目 的	1
1. 2 用語の定義	1
1. 3 調 査	1
1. 4 事前協議	2
1. 5 申 請	2
1. 6 条 件	2
2. 活水器及び浄水器の設置取扱	6
2. 1 目 的	6
2. 2 用語の定義	6
2. 3 分 類	6
2. 4 設 置 基 準	6
2. 5 維持管理等	7

## 第 11 章 そ の 他

### 1. 水道直結式スプリンクラー設備の設置取扱

#### 1. 1 目 的

消防法施行規則の一部改正省令（平成19年6月13日公布）に伴い、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、特定施設水道連結型スプリンクラー設備が義務付けられた。

この特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。）についての取扱いを定めることを目的とする。

#### 1. 2 用語の定義

##### (1) 小規模社会福祉施設

消防法施行令別表1(6)項口に定める防火建築物のうち、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満のもの。

##### (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

小規模社会福祉施設に設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラーに使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの。

##### (3) 水道直結式スプリンクラー設備

特定施設水道直結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲に設置されるスプリンクラー設備をいう。

#### 1. 3 調 査

##### (1) 事前調査

指定工事事業者は、設計に必要な事項等について事前に十分調査を行うとともに、申請地における配水管の管種及び口径等の調査確認を行うこと。

##### (2) 留意事項

- ① 水道直結式スプリンクラー設備の工事又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定工事事業者は、消防設備士の指導のもとで工事を行い、必要に応じて消防本部又は消防署等と十分に打ち合わせをすること。
- ② 消防法に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防設備士が水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられたスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことから、指定工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備の申込者に対して、申請地の最小動水圧等の配水管の状況等について、情報を提供すること。
- ③ 指定工事事業者は、申請者に対して、給水装置工事申請時に添付提出する「水道直結式スプリンクラー設備に関する誓約書」の内容を確実に了知させておくこと。

#### 1. 4 事前協議

水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合は、消防本部又は消防署との事前協議を行うこと。

- (1) 案内図
- (2) 配管図
- (3) 建物平面図（スプリンクラー・一般水栓）
- (4) 立面図（スプリンクラー・一般水栓）
- (5) 水理計算書（スプリンクラー・一般水栓）
- (6) その他、消防が必要とする書類

#### 1. 5 申請

水道直結式スプリンクラー設備の申請手続きは、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備申請フロー」（別紙1）のとおりとする。

申請者は、給水装置工事の申込時に、「水道直結式スプリンクラー設備に関する誓約書」（別紙2）を添付すること。

#### 1. 6 条件

##### (1) 対象施設

消防法施行令別表1(6)項ロに定める防火建築物のうち、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の小規模社会福祉施設とする。

(主な対象施設)

- ① 老人短期入所施設
- ② 養護老人ホーム
- ③ 介護老人保健施設
- ④ 乳児院など一定要件を満たす施設

##### (2) 設置条件

- ①消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算を行うこと。
- ②水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとするものは、申請者に対して「水道直結式スプリンクラー設備に関する誓約書」（別紙2）の条件等を説明し、承諾を得たうえで、給水装置工事申込書の申請時に添付して提出すること。ただしスプリンクラーの増設においてはこの限りではない。
- ③指定給水装置工事事業者は、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況等を調査し、当該器具の必要水圧を確保できることを確認すること。

##### (3) 水理計算の設計条件

水理計算は次の条件にて行うこと。

- ① 設計水圧  
配水管の設計水圧は、0.15Mpa とする。

② 設計水量及び設計放水圧

水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、申請者又は利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定して水理計算を行うこととし、設計水量及び設計放水圧は次の条件で行うこと。

- ・スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15ℓ/分（火災予防上支障があると認められる場合にあっては30ℓ/分）以上であることから、想定される同時開放個数最大4個の合計放水量の60ℓ（120ℓ）/分以上を確保するように設計すること。
- ・末端スプリンクラー水栓で最低放水圧力が0.02Mpa以上を確保すること。

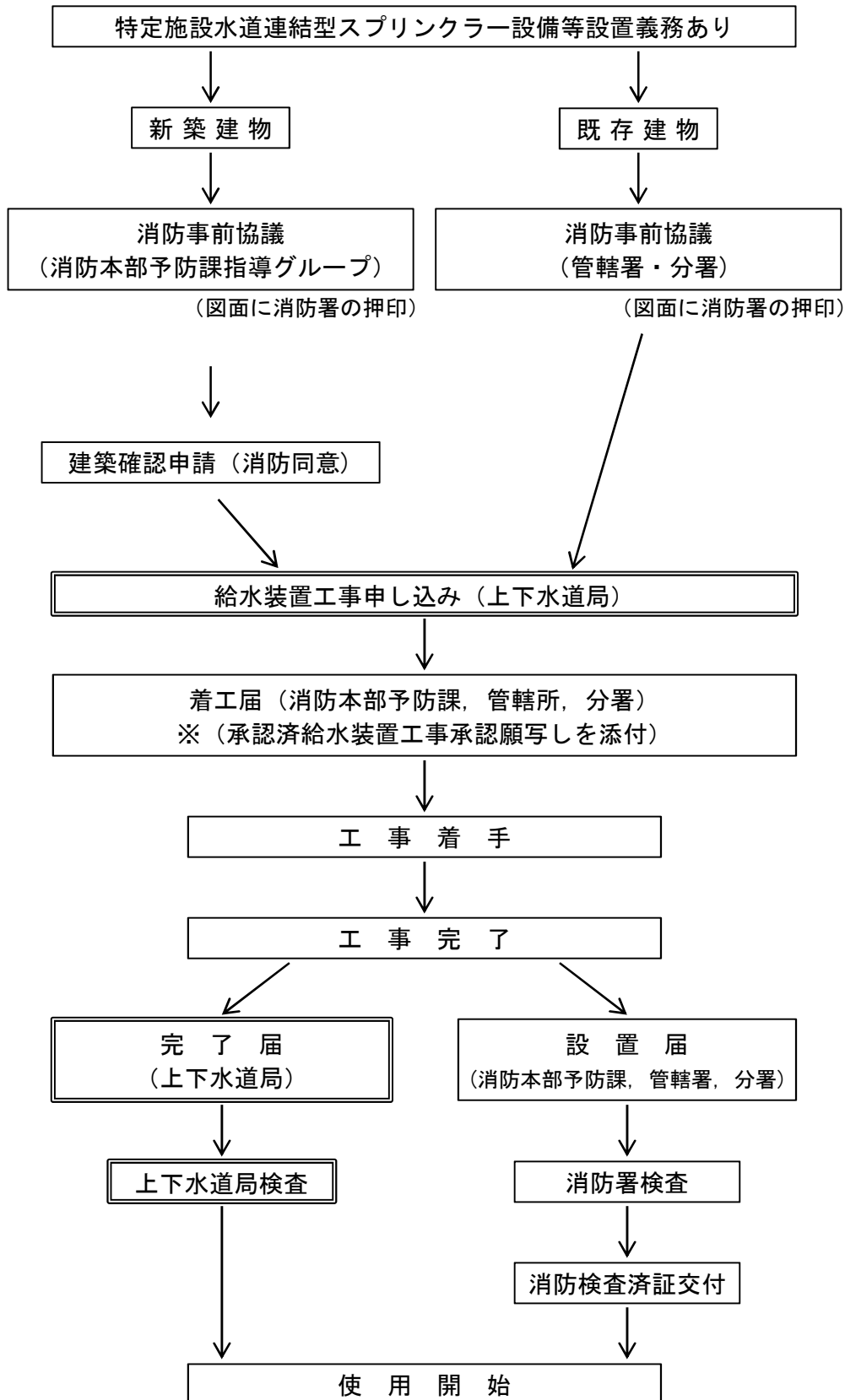
(4) 給水装置の構造及び材質基準

- ・水道直結式スプリンクラー設備の使用材料は、消防法令適合品を使用するとともに、水道法施行令第5条、及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に定められた給水装置の構造及び材質の基準に適合すること。
- ・停滞水が発生しない構造とし、水道直結式スプリンクラー設備系統の管末には、日常使用する非飲用系の器具等（トイレ等）に接続すること。
- ・停滞空気が発生する恐れがある場合は、空気弁等必要な設備を設けること。
- ・結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置を行うこと。
- ・水道水の逆流事故を防止するため、スプリンクラー設備配管の分岐部に仕切り弁及び逆止弁を設置すること。

(5) その他

- ・水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を記した表示板を見やすいところに設置すること。

# 特定施設水道連結型スプリンクラー設備申請フロー



## 水道直結式スプリンクラー設備に関する誓約書

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所 有 者 住 所  
氏 名  
設 置 場 所 宇都宮市  
建物の名称  
給 水 番 号

水道直結式スプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備」という。）の設置申請にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理するとともに、誓約事項について遵守します。

### 記

#### 1. 使用者等への周知

スプリンクラー設備について、次のような特徴を理解し使用者等に周知します。

- (1) 水道が断水するとき、また配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られないこと。
- (2) 災害その他の正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等によりスプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状態が生じても水道事業者には責任はないこと。
- (3) スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、上記のような条件がついている旨を借家人に熟知させること。
- (4) スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記の事項について譲渡人に熟知させること。また、変更後の所有者等にこの給水装置が条件付のものであることを熟知させること。
- (5) 本スプリンクラー設備の設計は、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態で使用するものとして計算していること。

#### 2. スプリンクラー設備の維持管理等

- (1) スプリンクラー設備の火災時以外における作動、及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任について、水道事業者に求めることはありません。
- (2) 所有者又は使用者等は、スプリンクラー設備を含む給水装置を善良な管理義務をもって行い、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には所有者の責任において速やかに適切な措置をとります。
- (3) スプリンクラー設備の維持管理上の注意事項及び連絡先を見やすいところに表示します。

## 2. 活水器及び浄水器等給水用具の設置取扱

### 2. 1 目 的

給水装置に浄水器や活水器等(以下、「浄・活水器」)を設置した場合に起き得る給水装置内や配水管への逆流による水質事故及びメーターの維持管理への支障等を防止するため、必要事項を定めることを目的とする。

### 2. 2 用語の定義

浄・活水器とは、以下の機能を有する機械水器具をいう。

- (1) ろ過材により、水道水中の残留塩素などの溶剤物質や濁質の除去(減少)を目的とした器具(以下、「浄水器」とする。)
- (2) 人工的な処理により、付加的な機能を有する水をつくる器具(以下、「活水器」とする。)
- (3) その他、水道水の水質を変化させることを目的に設置する器具(以下、「その他器具」とする。)

### 2. 3 分 類

浄・活水器は、設置形態により3タイプに分類する。

#### (1) 一次側設置型 (Ⅰ型)

給水管や水栓の流入側(一次側)に直結して、常時水圧が作用するタイプ(先止め式)を一次側設置型(以下、「Ⅰ型」という。)とする。

#### (2) 二次側設置型 (Ⅱ型)

水栓の流出側(二次側)に設置して、常時水圧が作用しないタイプ(元止め式)を二次側設置型(以下、「Ⅱ型」という。)とする。

#### (3) 外部設置型 (Ⅲ型)

給水装置の外部に設置し、水道水と接しないタイプを外部設置型(以下、「Ⅲ型」という。)とする。

### 2. 4 設置基準

- (1) 浄・活水器は、水道法施行令第5条第2項の規定に基づき「給水装置の構造及び材質基準」に適合したものでなければ設置できない。

製品が構造及び材質の基準に適合しているかの証明は、日本工業規格(J I S)・第三者機関(日本水道協会(JWWA)等)・自己認証品であること。

- (2) 浄・活水器は、水道メーター(市メーター)の下流側に設置すること。
- (3) 検針やメーター取替えに支障があるため、浄・活水器をメーターボックス内に設置しないこと。
- (4) 浄・活水器の上流側に逆止弁を設置すること。(Ⅰ型)
- (5) 浄・活水器の上流側に直圧の給水栓を設置すること。(Ⅰ型)
- (6) 貯水槽水道に流入する管路の上流側には、浄・活水器を設置しないこと。(Ⅰ型)
- (7) 磁気を利用した活・浄水器を設置する場合は、メーターから一定の間隔を確保すること。(Ⅰ型及びⅢ型)



## 2. 5 維持管理等

- (1) 水道事業者の水質管理責任は、浄・活水器の直近上流側までとする。
- (2) 浄・活水器の維持管理責任及び浄・活水器の下流側の水質管理責任は、給水装置工事申込者（申請者）とする。
- (3) 浄・活水器を設置した場合、定期点検等を怠ったことにより水質に変化を与えるおそれがあるので、各製品の使用に応じた定期点検等を実施すること。
- (4) 指定工事事業者は、給水装置工事申込者（申請者）に、浄・活水器の維持管理等についての十分な説明を行い、給水装置工事の申込時に維持管理誓約書を添付すること。

令和 年 月 日

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

## 維持管理誓約書

指定工事事業者

住 所

名 称

代表者

申 請 者

住 所

氏 名

1. 使用製品品名

2. 製造業者名

3. 製造者所在地

上記製品は、給水装置の構造及び材質の基準に関する性能項目・性能基準に適合していることを認証します。

施行に当たっては本体手前にボールバルブ及び逆止弁を取り付け、万が一の逆流防止に対応します。

この製品において、設置者と維持管理業者との間で維持管理契約を結び、定期的に保守点検を行い使用します。

また、施工後は本品設置による理由での事故（漏水・凍結等）及び不都合がありましたら私方において一切の責任を負い、貴局にはご迷惑をお掛けしないことを誓約いたします。